

様式 1 公表されるべき事項

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(法人番号6050005002007)
の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

日本原子力研究開発機構は、基礎・基盤研究からプロジェクト研究開発までを包含する我が国唯一の原子力に関する総合的な研究開発機関である。役員報酬水準を検討するにあたっては、科学技術の研究開発を実施している独立行政法人、企業規模が同等の民間企業及び国家公務員を参考とした。

① 文部科学省が所管する同規模の研究開発型の独立行政法人・・・当該法人は、同じ独立行政法人として科学技術の研究開発を実施している。公表資料によれば、平成26年度の長の年間報酬額は21百万円程度であり、公表対象年度の役員報酬規程に記載された本給額等を勘案すると21百万円程度と推定される。同様の考え方により、理事については16百万円程度、監事については14百万円程度と推定される。

② 企業規模3,000人以上の民間企業・・・平成27年人事院勧告の参考資料によれば、役員の年間報酬額は50,410千円となっており、役職別では副社長58,651千円、専務取締役46,012千円、常務取締役32,162千円、取締役26,107千円となっている。

③ 事務次官年間報酬額・・・22,491千円

② 平成27年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

当法人においては、法人設立時(平成17年10月)より期末特別手当において、期末特別手当基準額の算定基礎に本給及び地域手当の月額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額に、文部科学大臣が行う業績評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じて▲20%から+20%の範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額としている。

③ 役員報酬基準の内容及び平成27年度における改定内容

理事長

役員報酬支給基準は、月額及び期末特別手当から構成されている。月額については、役員給与規程に則り、本給(1,106,000円)に地域手当(66,360円)、通勤手当、単身赴任手当及び寒冷地手当を加算して算出している。期末特別手当についても、役員給与規程に則り、期末特別手当基準額[$\{本給 + 地域手当 + 本給 \times 100分の25 + (本給 + 地域手当) \times 100分の20\} \times 文部科学大臣が行う業績評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じて▲20\%から+20\%の範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額$]に6月に支給する場合においては100分の147.5、12月に支給する場合においては100分の167.5を乗じ、更に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

なお、平成27年度では、給与法指定職の改定に準拠した本給月額の引上げ(+1,000円)、期末特別手当支給率の引上げ(年間+0.05ヶ月分)を実施した。

副理事長

役員報酬支給基準は、月額及び期末特別手当から構成されている。月額については、役員給与規程に則り、本給(952,000円)に地域手当(176,120円)、通勤手当、単身赴任手当及び寒冷地手当を加算して算出している。期末特別手当についても、役員給与規程に則り、期末特別手当基準額[$\{本給 + 地域手当 + 本給 \times 100分の25 + (本給 + 地域手当) \times 100分の20\} \times 文部科学大臣が行う業績評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じて▲20\%から+20\%の範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額$]に6月に支給する場合においては100分の147.5、12月に支給する場合においては100分の167.5を乗じ、更に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

なお、平成27年度では、給与法指定職の改定に準拠した本給月額の引上げ(+1,000円)、地域手当の支給割合の引上げ(東京都特別区+0.5%)、期末特別手当支給率の引上げ(年間+0.05ヶ月分)を実施した。

理事

役員報酬支給基準は、月額及び期末特別手当から構成されている。月額については、役員給与規程に則り、本給(823,000円)に地域手当(東京都特別区152,255円、茨城県東海村49,380円)、通勤手当、単身赴任手当及び寒冷地手当を加算して算出している。期末特別手当についても、役員給与規程に則り、期末特別手当基準額[本給+地域手当+本給×100分の25+(本給+地域手当)×100分の20]×文部科学大臣が行う業績評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じて▲20%から+20%の範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額]に6月に支給する場合においては100分の147.5、12月に支給する場合においては100分の167.5を乗じ、更に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

なお、平成27年度では、給与法指定職の改定に準拠した本給月額の上上げ(+1,000円)、地域手当の支給割合の上上げ(東京都特別区+0.5%)、期末特別手当支給率の上上げ(年間+0.05ヶ月分)を実施した。

監事

役員報酬支給基準は、月額及び期末特別手当から構成されている。月額については、役員給与規程に則り、本給(823,000円)に地域手当(東京都特別区152,255円、茨城県東海村49,380円)、通勤手当、単身赴任手当及び寒冷地手当を加算して算出している。期末特別手当についても、役員給与規程に則り、期末特別手当基準額[本給+地域手当+本給×100分の25+(本給+地域手当)×100分の20]×文部科学大臣が行う業績評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じて▲20%から+20%の範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額]に6月に支給する場合においては100分の147.5、12月に支給する場合においては100分の167.5を乗じ、更に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

なお、平成27年度では、給与法指定職の改定に準拠した本給月額の上上げ(+1,000円)、地域手当の支給割合の上上げ(東京都特別区+0.5%)、期末特別手当支給率の上上げ(年間+0.05ヶ月分)を実施した。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成27年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
理事長	千円 17,491	千円 13,272	千円 3,423	千円 796 (地域手当)	4月1日		
A副理事長	千円 6,658	千円 3,853	千円 2,113	千円 712 (地域手当) -20 (通勤手当)	4月1日	8月3日	◇
B副理事長	千円 11,794	千円 7,570	千円 2,666	千円 1,400 (地域手当) 158 (通勤手当)	8月4日		◇
A理事	千円 16,627	千円 9,876	千円 4,768	千円 1,827 (地域手当) 156 (通勤手当)			◇
B理事	千円 15,604	千円 9,876	千円 3,901	千円 1,827 (地域手当)			
C理事	千円 14,913	千円 9,876	千円 2,913	千円 1,827 (地域手当) 297 (通勤手当)	4月1日	3月31日	※
D理事	千円 12,987	千円 9,876	千円 2,519	千円 592 (地域手当)	4月1日		※
E理事	千円 13,120	千円 9,876	千円 2,652	千円 592 (地域手当)	4月1日		※
F理事	千円 13,120	千円 9,876	千円 2,652	千円 592 (地域手当)	4月1日		※
G理事	千円 16,086	千円 9,876	千円 4,334	千円 1,827 (地域手当) 49 (通勤手当)	4月1日		◇
A監事	千円 16,170	千円 9,876	千円 4,334	千円 1,827 (地域手当) 133 (通勤手当)			
B監事	千円 15,333	千円 9,876	千円 4,152	千円 1,209 (地域手当) 96 (通勤手当)			

注1: 「地域手当」とは民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注2: 本表の「前職」欄の「*」は退職公務員、「◇」は役員出向者、「※」は独立行政法人等の退職者、「*※」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者であることを示す(該当がない場合は空欄)。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

理事長

日本原子力研究開発機構は、基礎・基盤研究からプロジェクト研究開発までを包含する我が国唯一の原子力に関する総合的な研究開発機関として、我が国の原子力の研究開発利用を着実に推進するための中核的拠点の役割を担っている。特に、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故からの復旧・復興に向けた取組に積極的に貢献するなどの実績を挙げてきた。

そうした組織の中で、理事長は機構業務を総理する一方で、産学官との連携を進めるなど、高いマネジメント能力やリーダーシップに加え、原子力研究開発分野全般に亘る高度な専門性が求められるとともに、独立行政法人通則法において、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該独立行政法人の業務の実績等を考慮して報酬等の支給の基準を定めることとされていることから、理事長の報酬水準については、国家公務員指定職俸給表に準じており、国家公務員指定職の給与改定が行われた際には同様の改定を行うこととしており、妥当と考える。

また、理事長の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬50,410千円や事務次官の年間給与額22,491千円と比べてもそれ以下となっている。

更に、文部科学大臣が行う業績評価を勘案し、その者の職務実績に応じ期末特別手当の額を増減できることとしている。

副理事長

副理事長は機構業務を掌理する一方で、産学官との連携を進めるなど、高いマネジメント能力やリーダーシップに加え、原子力研究開発分野全般に亘る高度な専門性が求められるとともに、独立行政法人通則法において、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該独立行政法人の業務の実績等を考慮して報酬等の支給の基準を定めることとされていることから、副理事長の報酬水準については、国家公務員指定職俸給表に準じており、国家公務員指定職の給与改定が行われた際には同様の改定を行うこととしており、妥当と考える。

また、副理事長の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬50,410千円や事務次官の年間給与額22,491千円と比べてもそれ以下となっている。

更に、文部科学大臣が行う業績評価を勘案し、その者の職務実績に応じ期末特別手当の額を増減できることとしている。

理事

各理事は各担当業務を総括し、産学官との連携を進めるなど、高いマネジメント能力やリーダーシップに加え、原子力研究開発分野の高度な専門性が求められるとともに、独立行政法人通則法において、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該独立行政法人の業務の実績等を考慮して報酬等の支給の基準を定めることとされていることから、各理事の報酬水準については、国家公務員指定職俸給表に準じており、国家公務員指定職の給与改定が行われた際には同様の改定を行うこととしており、妥当と考える。

また、各理事の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬50,410千円や事務次官の年間給与額22,491千円と比べてもそれ以下となっている。

更に、文部科学大臣が行う業績評価を勘案し、その者の職務実績に応じ期末特別手当の額を増減できることとしている。

監事

監事は機構業務を監査するとともに、独立行政法人通則法において、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該独立行政法人の業務の実績等を考慮して報酬等の支給の基準を定めることとされていることから、監事の報酬水準については、国家公務員指定職俸給表に準じており、国家公務員指定職の給与改定が行われた際には同様の改定を行うこととしており、妥当と考える。

また、監事の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬50,410千円や事務次官の年間給与額22,491千円と比べてもそれ以下となっている。

更に、文部科学大臣が行う業績評価を勘案し、その者の職務実績に応じ期末特別手当の額を増減できることとしている。

【主務大臣の検証結果】

民間企業における役員の年間報酬と比較して低額であること、他の研究開発法人の役員報酬とほぼ同水準となっていることから、妥当と考える。

引き続き理事長として高いマネジメント能力やリーダーシップに加え、原子力研究開発分野全般に亘る高度な専門性を発揮し、福島第1原子力発電所の事故からの復旧復興に向けた取組をはじめとした研究開発について、安全を最優先として着実に業務を実施するよう要請する。

4 役員の退職手当の支給状況(平成27年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年	月			
理事長	2,428	1	10	H27.3.31	0.9	
副理事長	1,139	1	0	H27.3.31	0.9	※
理事A	3,284	3	0	H27.3.31	1.0	※
理事B	2,956	3	0	H27.3.31	0.9	※
理事C	4,817	5	6	H27.3.31	0.8	※
理事D	0	1	0	H28.3.31	-	※

注1: 本表の「前職」欄の「*」は退職公務員、「◇」は役員出向者、「※」は独立行政法人等の退職者、「*※」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者であることを示す(該当がない場合は空欄)。

注2: 理事Dは、当該役員が在職した期間の業績勘案率が決定されていないため、支給していない。

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
理事長	在籍期間中における法人評価の結果及びその他考慮すべき事情等から業績勘案率を算定した。算定にあたっては、①「もんじゅ」について原子力規制委員会からの平成24年・平成25年の措置命令が解除に至らなかったこと、平成25年・平成26年にも保安規定違反の指摘を受けたこと及び、現在文部科学省に対して勧告が出されている状況、②理事長は機構業務を総理する立場であるが、機構としてのマネジメントが不十分であったこと等を鑑み、業績勘案率を0.9と決定した。
副理事長	在籍期間中における法人評価の結果及びその他考慮すべき事情等から業績勘案率を算定した。算定にあたっては、①「もんじゅ」について原子力規制委員会からの平成24年・平成25年の措置命令が解除に至らなかったこと、平成25年・平成26年にも保安規定違反の指摘を受けたこと及び、現在文部科学省に対して勧告が出されている状況、②副理事長として理事長を補佐し機構業務を掌理することにより機構改革を進める立場であり、平成26年9月まで敦賀本部長及び「もんじゅ」所長の両方の立場から「もんじゅ」の監督を行ったが、「もんじゅ」に関する改革の成果の定着は未だ途上であり、理事長とともに「もんじゅ」改革をトップから進める立場であったことに加え、「もんじゅ」の現場において所長として「もんじゅ」の監督を担当していたこと等を鑑み、業績勘案率を0.9と決定した。
理事A	在籍期間中における法人評価の結果及びその他考慮すべき事情等から業績勘案率を算定した。「もんじゅ」について原子力規制委員会からの平成24年・平成25年の措置命令が解除に至らなかったこと、平成25年・平成26年にも保安規定違反の指摘を受けたこと及び、現在文部科学省に対して勧告が出されている状況を鑑み、業績勘案率を1.0と決定した。
理事B	在籍期間中における法人評価の結果及びその他考慮すべき事情等から、業績勘案率を算定した。「もんじゅ」について原子力規制委員会からの平成24年・平成25年の措置命令が解除に至らなかったこと、平成25年・平成26年にも保安規定違反の指摘を受けたこと及び、現在文部科学省に対して勧告が出されている状況を鑑み、業績勘案率を0.9と決定した。
理事C	在籍期間中における法人評価の結果及びその他考慮すべき事情等から、業績勘案率を算定した。算定にあたっては、①「もんじゅ」について原子力規制委員会からの平成24年・平成25年の措置命令が解除に至らなかったこと、平成25年・平成26年にも保安規定違反の指摘を受けたこと及び、現在文部科学省に対して勧告が出されている状況、②平成23年1月～平成24年3月までの敦賀本部長代理在任期間において「もんじゅ」の機器の点検手続の不備の発生、経営層による保守管理のガバナンス機能が十分でなかったこと等を鑑み、業績勘案率を0.8と決定した。
理事D	業績勘案率が未決定

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

役員報酬については、役員給与規程により期末特別手当において文部科学大臣が行う業績評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じ理事長が定めることとしており、I 1②に記載の仕組みを継続して実施する。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

原則として自律性と労使自治の原則に基づき決定すべきものであるが、その水準の決定に際しては、業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとす。

機構職員の給与水準を検討するにあたって、独立行政法人等のほか、民間企業及び学術・開発研究機関(以下「民間企業等」という)の平成27年賃金構造基本統計調査によるデータのうち企業規模1,000人以上の大企業に区分される企業等の平均給与額を参考にした。

① 文部科学省が所管する研究開発型の独立行政法人・・・当該法人は、同じ独立行政法人として科学技術の研究開発を実施しており、法人規模についても同等の法人規模(常勤職員数1,000人以上)となっている。

② 国家公務員・・・平成27年において、国家公務員のうち行政職俸給表(一)の平均給与月額が410千円となっており、機構の事務・技術職員の平均給与月額は435千円となっている。

③ 原子力の開発に関わり、採用において優秀な人材確保のため競合したり、機構との間で人事交流を行ったりしている類似の事業を実施している民間企業等の平成27年賃金構造基本統計調査において、電気業、ガス業、化学工業、学術・開発研究機関の年間平均給与額は、7,869千円となっており、機構職員の年間平均給与額は7,800千円となっている。(景気や企業の業績によって大きく変動する賞与を除いた年間平均給与額は5,886千円となっており、機構職員の年間平均給与額は5,572千円となっている。)

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

給与の支給に当たっては、当機構及び各職員の業績が反映されることが原則である。

組織業績の向上、人材育成及び適切な処遇を重点とした人事評価制度に基づき、昇給・昇格及び期末手当に反映させている。

人事評価制度は平成19年度から導入しているが、導入当初は課長職以上の職員(職員の約23%)を対象としていたが、平成20年度から対象範囲を全職員に拡大した。更に、人事評価結果は、期末手当全体に反映している。

期末手当への評価結果の反映について、平成27年度から反映割合を拡大し、勤務成績を勘案して▲20%から+20%の支給割合の範囲内で反映するよう変更した。

③ 給与制度の内容及び平成27年度における主な改定内容

職員給与規程に則り、本給及び諸手当(超過勤務手当、深夜勤務手当、職責手当、研究手当、初任給調整手当、扶養手当、特地勤務手当、災害応急作業等手当、交替勤務手当、放射線業務手当、入坑手当、当直手当、通勤手当、地域調整手当、住居手当、寒冷地手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当、期末手当)としている。

期末手当については、期末手当基準額(本給、職責手当、研究手当、初任給調整手当、扶養手当及び地域調整手当)の合計額と部長職及び次長職については本給月額に100分の19を、課長職については本給月額に100分の12を乗じて得た額とを加えた額に、6月に支給する場合においては1.975、12月に支給する場合においては2.225を乗じて得た額を支給総額とし、支給額は各人の人事評価による区分に従い算出した額としている。更に本給月額及びそれに対する地域調整手当の月額合計額に、部長職及び次長職については100分の20を、課長職については100分の15を、課長代理職については100分の10を、係長職については100分の5をそれぞれ乗じて得た額に、6月に支給する場合においては1.975、12月に支給する場合においては2.225を乗じて得た額を加算している。これらの合計額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額を支給額としている。

なお、平成27年度では、(1)H26年人事院勧告に伴う国家公務員の給与制度の総合的見直しに準じ、①50歳台後半層を中心として本給月額の平均▲2%(最大▲4%)の引下げ、②単身赴任手当の基礎額及び加算額の引上げ、(2)H27年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、①若年層を中心として本給月額の平均+0.4%の引上げ、②期末手当の支給率について+0.1月分の引上げを実施した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成27年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 3,082	歳 44.7	千円 8,089	千円 5,792	千円 73	千円 2,297
事務・技術	人 1,448	歳 43.1	千円 7,220	千円 5,186	千円 68	千円 2,034
研究職種	人 1,628	歳 46.0	千円 8,867	千円 6,334	千円 76	千円 2,533
診療所医療職 (その他)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
技能労務職種	人 5	歳 54.9	千円 6,882	千円 5,053	千円 54	千円 1,829
在外職員	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員	人 256	歳 40.1	千円 4,430	千円 3,609	千円 86	千円 821
事務・技術	人 156	歳 41.5	千円 3,331	千円 2,493	千円 94	千円 838
研究職種	人 26	歳 37.6	千円 7,159	千円 5,503	千円 100	千円 1,656
診療所医療職 (医師)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
診療所医療職 (その他)	人 18	歳 48.7	千円 6,016	千円 4,499	千円 80	千円 1,517
技能労務職	人 4	歳 58.0	千円 4,065	千円 3,146	千円 128	千円 919
事務・技術 (賞与なし)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種 (賞与なし)	人 49	歳 31.7	千円 5,655	千円 5,655	千円 54	千円 0
再任用職員	人 174	歳 62.6	千円 5,321	千円 4,228	千円 92	千円 1,093
事務・技術	人 111	歳 62.2	千円 4,746	千円 3,817	千円 102	千円 929
研究職種	人 50	歳 63.0	千円 6,511	千円 4,864	千円 74	千円 1,647
診療所医療職 (医師)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
診療所医療職 (その他)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
技能労務職	人 5	歳 63.1	千円 3,764	千円 3,096	千円 131	千円 668
事務・技術 (賞与なし)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種 (賞与なし)	人 4	歳 64.3	千円 7,749	千円 7,749	千円 27	千円 0

非常勤職員	人 130	歳 37.7	千円 1,884	千円 1,548	千円 72	千円 336
事務・技術	人 130	歳 37.7	千円 1,884	千円 1,548	千円 72	千円 336

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

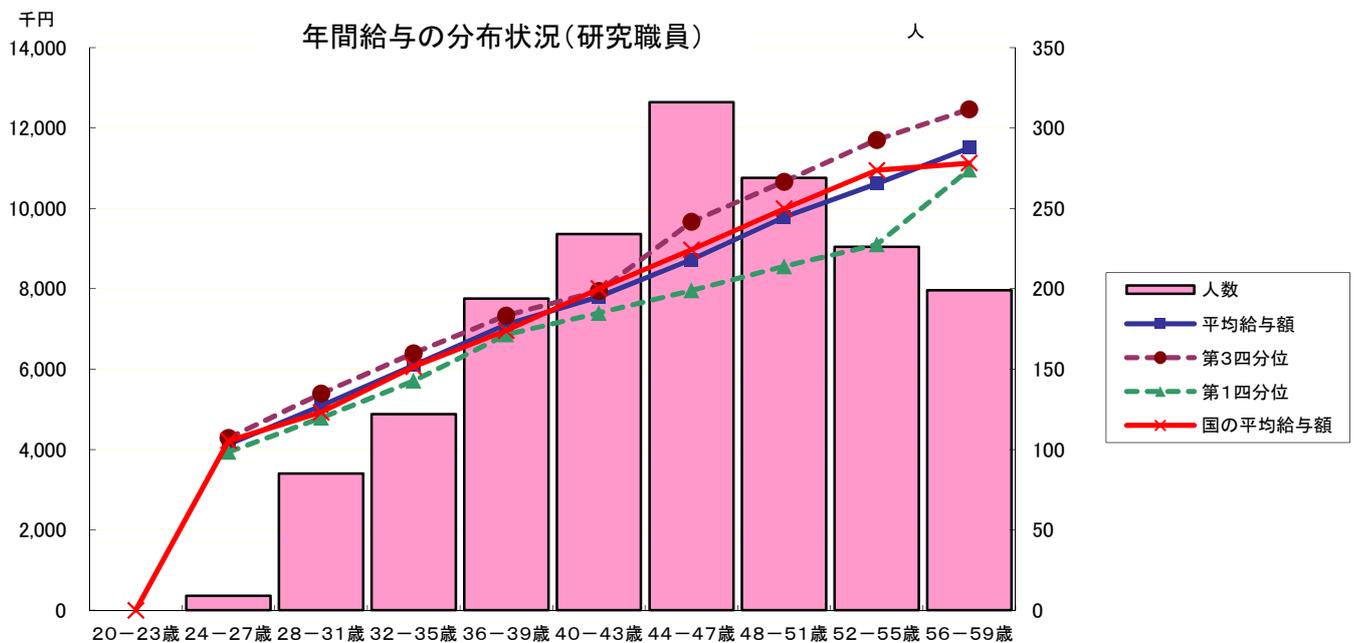
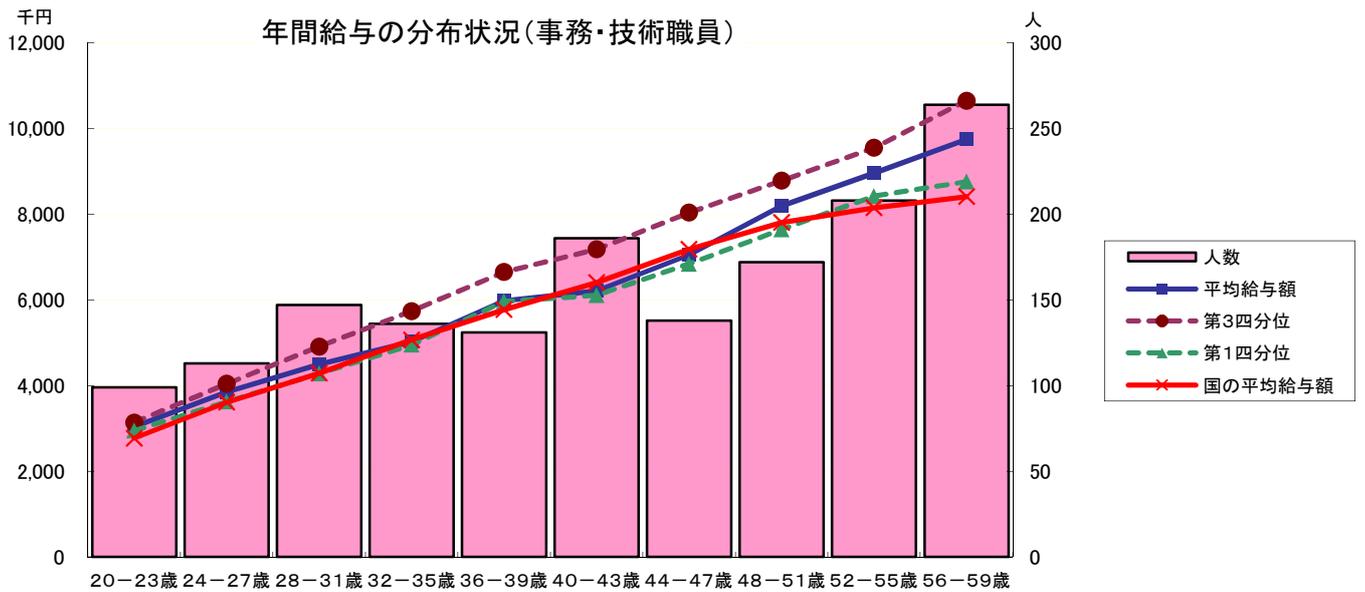
注2:「診療所医療職(その他)」とは、看護師、歯科衛生士等である。

注3:「技能労務職」とは、守衛等である。

注4:該当者がいない区分中の職種については省略している(常勤職員:医療職種・教育職種・診療所医療職種(医師)、任期付職員:医療職種・教育職種、再任用職員:医療職種・教育職種、非常勤職員:研究職種・技能労務職種・医療職種・教育職種・診療所医療職種(医師)・診療所医療職種(その他))。

注5:常勤職員の診療所医療職(その他)、在外職員、任期付職員の診療所医療職(医師)及び事務・技術(賞与なし)、再任用職員の診療所医療職(医師)、診療所医療職(その他)及び事務技術(賞与なし)については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)〔在外職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。〕



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

注2:本表には任期付職員のうち事務・技術、研究職種を含んでいる。以下、④まで同じ。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)
(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
	人	歳	千円	千円
本部部長	8	57.3	12,809	13,363～12,055
本部課長	201	55.3	10,311	11,949～ 7,568
本部係長	392	43.5	6,917	8,725～ 5,523
本部係員	586	31.5	3,973	6,955～ 2,498

注1:「本部部長」には、本部部長相当職である本部以外の部長等を含む。

注2:「本部課長」には、本部課長相当職である本部以外の課長、主幹等を含む。

注3:「本部係長」には、本部係長相当職である本部以外の係長、主査を含む。

注4:「本部係員」には、本部係員相当職である本部以外の係員を含む。

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
本部部長	53	58.0	12,887	13,907～12,034
本部課長	396	49.8	10,333	11,994～ 8,455
研究員	152	31.3	5,281	6,167～ 3,937

注1:「本部部長」には、本部部長相当職である本部以外の部門長等を含む。

注2:「本部課長」には、本部課長相当職である本部以外のグループリーダー、主幹等を含む。

④賞与(平成27年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 80.4	% 80.4	% 80.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 19.6	% 19.6	% 19.6
	最高～最低	% 31.0～0.0	% 30.4～0.0	% 30.7～0.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 87.1	% 86.5	% 86.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 12.9	% 13.5	% 13.2
	最高～最低	% 31.1～0.0	% 31.1～0.0	% 31.1～0.0

(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 79.8	% 79.8	% 79.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 20.2	% 20.2	% 20.2
	最高～最低	% 31.1～9.5	% 31.1～9.5	% 31.1～9.5
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 85.2	% 84.3	% 84.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 14.8	% 15.7	% 15.3
	最高～最低	% 31.1～0.0	% 31.1～0.0	% 31.1～0.0

注:当機構の賞与は賞与額全体を査定対象としており、国家公務員における期末手当相当分と勤勉手当相当分の区分を行っていないが、本表への記載に当たり、仮に最低評価を受けた場合に支給される額を一律支給分として記載した。

3 給与水準の妥当性の検証等

当機構では、原子力の基礎研究から実用化までを行う国内唯一の総合的な原子力研究開発機関として、プロジェクト型の研究開発体制を採用しており、各プロジェクトにおいて同様の職責を担わせ一体性を持って遂行していることから研究・技術・事務等の各職種の職員に対し統一の本給表を採用している。また、原子力の基礎研究等を行う研究職員とプラントの技術開発等を行う技術職員については、能力に応じた手当を支給する体系としている。

国家公務員においては事務・技術職員と研究職員の給与体系が異なることから、比較に当たっては便宜的に当機構の職員を国家公務員の職種に合わせ分類・比較している。したがって、当機構においては下表中「国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由」、「給与水準の適切性の検証」、「講ずる措置」については各職種同一であることから同様の記載としている。

○事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 106.3 ・年齢・地域勘案 115.4 ・年齢・学歴勘案 108.1 ・年齢・地域・学歴勘案 115.9 (補正值 110.4)
国に比べて給与水準が高くなっている理由	<p>(1)人材確保及び類似業種の給与水準 原子力研究開発の拠点は都市部に立地することが困難である。このような状況の中で大都市に立地し先端的な技術開発を進める他分野の研究機関や電力会社等の民間企業と競って有為な人材を確保し、かつ、雇用の流動化の傾向が強まる中で優秀な人材を維持・育成していく必要がある。このため、採用困難の解消及び採用後の人材確保を目的に給与措置を講じてきている。独立行政法人の役職員の給与の妥当性については、類似の業務を営む民間企業との比較が必要不可欠とされていることから、参考指標として、原子力機構の所有する施設等の運転管理、研究開発体制及びその立地条件において同質性がみられること、かつ採用において優秀な人材確保のため競合したり、機構との間で人事交流を行ったりしている、類似の業務を営む民間企業及び学術・開発研究機関(以下「民間企業等」という)の平均給与についてラスパイレズ指数を試算し比較した結果、民間企業等を100とした場合、当機構の賃金水準の平均値は99.1(景気や企業の業績によって大きく変動する賞与を除いた給与額で比較した場合の当機構の賃金水準の平均値は94.7)となっており、賃金水準はおおむね均衡しているものと思われる。</p> <p>(2)人員構成 当機構(旧日本原子力研究所と旧動力炉・核燃料開発事業団の和)の職員定数は、昭和42年から昭和54年に2,887人から4,914人と2,027人急増している。その後、昭和63年に5,348人となった後、平成27年には3,683人となり、この間1,600人を超える人員が減少している。この定員減少に伴い、原子力施設の管理等に関する業務に関し可能な範囲でアウトソーシングを図っているが、そのような状況においても、高度の安全確保が求められているため、職員をこれらの業務の管理監督に従事させる必要がある。このような状況において、高年齢の階層が占める割合が高く、かつ、管理監督的職務に従事する職員の比率が高いことから、人員構成が指数が高くなる一因となっている。</p> <p>(3)原子力研究開発の特殊性 当機構の研究開発の中核である茨城県那珂郡東海村においては、当機構施設のほか、原子力発電所、核燃料加工工場等多数の原子力関連事業所などが立地し、賃金水準は高い状況にある。茨城県の「市町村民所得推計」によると東海村の所得水準は、国家公務員の地域手当設定地域である水戸市等と同等である。 なお、空港など民間事業所等の特殊な集積状況により、官署の所在する近隣と大きく賃金事情が異なった事情にある等の特別の事情を踏まえ、給与措置を講じている例は、国家公務員においても存在している。</p>

	<p><参考 年齢地域学歴勘案指数の補正について> 機構職員の約6割は東海村にある事業所等に勤務しているため、非支給地の国家公務員と比較される結果、対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)は高くなる結果となっているが、茨城県の「市町村民所得推計」によると東海村の賃金水準は、水戸市(5級地、支給率10%)とつくば市(2級地、支給率16%)の中間程度に位置している。これにより東海村を5級地として試算した場合「111.9」、同じく東海村を2級地として試算した場合「108.9」となり、補正值として、両市の中間に位置するとした場合「110.4程度」と推定される。</p>
<p>給与水準の妥当性の 検証</p>	<p>(国からの財政支出について) 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 88.6% (国からの財政支出額 182,649,121千円、支出予算の総額 206,085,536千円:平成27年度予算)</p>
	<p>(法人の検証結果) 当機構の使命である原子力の研究開発業務は、実用化までに長期の期間を要するとともに、原子炉等の高度な研究施設の整備・維持に多額のコストを要するため、大きな開発リスクを伴い、収益性の観点から民間での実施が困難な事業である。また、これらの事業の性格が、国からの財政支出を受けている理由であり、その規模が大きい理由である。 このような国家的プロジェクトの研究開発の実施に当たっては、原子力災害時の対応を含む高度の安全確保が求められ、先端的かつ、機微な技術を取り扱うこととなるため、研究・技術系及び事務系職員には、深い専門知識と高い技術能力やこれらのプロジェクトの進ちょく・状況に応じ研究内容を踏まえ企画立案を行う確実な職務遂行能力及び専門性が必要とされる。このような人材を確保・維持するためには、大都市に立地し先端的な技術開発を進める他分野の研究機関や電力会社等の民間企業と競う必要があり、その結果として現在の給与水準となっている。</p> <p>① 原子力研究開発の拠点は都市部に立地することが困難である。このような状況の中で大都市に立地し先端的な技術開発を進める他分野の研究機関や電力会社等の民間企業と競って有為な人材を確保し、かつ、雇用の流動化の傾向が強まる中で優秀な人材を維持・育成していく必要がある。このため、採用困難の解消及び採用後の人材確保を目的に給与措置を講じてきている。独立行政法人の役職員の給与の妥当性については、類似の業務を営む民間企業との比較が必要不可欠とされていることから、参考指標として、原子力機構の所有する施設等の運転管理、研究開発体制及びその立地条件において同質性がみられること、かつ採用において優秀な人材確保のため競合したり、機構との間で人事交流を行ったりしている、類似の業務を営む民間企業等の平均給与についてラスパイレックス指数を試算し比較した結果、民間企業等を100とした場合、当機構の賃金水準の平均値は99.1(景気や企業の業績によって大きく変動する賞与を除いた給与額で比較した場合の当機構の賃金水準の平均値は94.7)となっており、賃金水準はおおむね均衡している。更に公開されているデータを基に民間企業等との学部卒初任給を比較した場合においても、当機構の初任給は高いとはいえない。</p> <p>○民間企業等との平均給与額の比較</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力機構 平均給与額 7,800千円(賞与を除く 5,572千円) ・電気業 平均給与額 7,047千円(賞与を除く 6,262千円) ・ガス業 平均給与額 8,743千円(賞与を除く 6,063千円) ・化学工業 平均給与額 7,976千円(賞与を除く 5,656千円) ・学術・開発研究機関 平均給与額 7,709千円(賞与を除く 5,564千円) <p>※企業規模1,000人以上でかつ高校卒、高専・短大卒、大学・大学院卒の59歳以下を比較対象とした。 ※民間企業等との年間平均給与額の比較にあたっては、性別、学歴及び年齢を勘案した。 ※「平成27年賃金構造基本統計調査」の結果を用いて算出した。</p>

	<p>②当機構は多数かつ多種多様な原子力施設を擁し、原子炉等規制法等に基づき、高い安全性を確保して維持管理することが必要不可欠である。一方、原子力施設の管理等に関する業務に関し可能な範囲でアウトソーシングを図っているが、そのような状況においても高度の安全確保が求められているため、職員をこれらの業務の管理監督に従事させる必要がある。このため、当機構の人員構成において、国家公務員と比べて管理監督の職務に従事する職員の比率が高くなっているものの、人事院勧告(平成27年8月)において給与水準を比較した民間企業(企業規模500人以上)における管理職比率と比べると当機構の比率は低くなっている。</p>
	<p>(累積欠損額について) 累積欠損額 0円(平成26年度決算) (検証結果) 該当無し</p>
	<p>(主務大臣の検証結果) 初公表時(平成17年度)の比較指標は120.3であり、今回と比較すると14.0ポイント減少している。これはその間、職責手当の見直し及び期末手当の独自の引下げ等を実施した結果であると考えられる。今後も独立行政法人通則法の趣旨に則り、引き続き適正な給与水準の確保に取り組んでいく必要があると考える。</p>
講ずる措置	<p>○平成28年度に見込まれる対国家公務員指数(年齢勘案106.3未満:年齢・地域・学歴勘案115.9程度) ○具体的改善策 ①給与構造改革や給与制度の総合的見直しの取組を継続し、引き続き本給上昇の抑制を図る。 ②本府省業務調整手当については導入しない。 ③諸手当等の水準について引き続き具体的な検討を行う。 ④平成28年度以降管理職数の縮減を図る。 ○給与水準是正の目標水準及び具体的期限 人材確保の観点から類似の業務を営む民間企業との水準を注視しつつ指数の削減を図り、当面の目標として上記の施策を着実に履行し平成27年度の年齢勘案指数を平成27年度(106.3)未満とする。</p>

○研究職員

項目	内容
対国家公務員指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 99.1 ・年齢・地域勘案 122.5 ・年齢・学歴勘案 101.0 ・年齢・地域・学歴勘案 123.3 (補正值 108.9)
	<p>(1)人材確保及び類似業種の給与水準 原子力研究開発の拠点は都市部に立地することが困難である。このような状況の中で大都市に立地し先端的な技術開発を進める他分野の研究機関や電力会社等の民間企業と競って有為な人材を確保し、かつ、雇用の流動化の傾向が強まる中で優秀な人材を維持・育成していく必要がある。このため、採用困難の解消及び採用後の人材確保を目的に給与措置を講じてきている。独立行政法人の役職員の給与の妥当性については、類似の業務を営む民間企業との比較が必要不可欠とされていることから、参考指標として、原子力機構の所有する施設等の運転管理、研究開発体制及びその立地条件において同質性がみられること、かつ採用において優秀な人材確保のため競合したり、機構との間で人事交流を行ったりしている、類似の業務を営む民間企業等の平均給与についてラスパイレス指数を試算し比較した結果、民間企業等を100とした場合、当機構の賃金水準の平均値は99.1(景気や企業の業績によって大きく変動する賞与を除いた給与額で比較した場合の当機構の賃金水準の平均値は94.7)となっており、賃金水準はおおむね均衡しているものと思われる。</p>

<p>国に比べて給与水準が高くなっている理由</p>	<p>(2) 人員構成 当機構(旧日本原子力研究所と旧動力炉・核燃料開発事業団の和)の職員定数は、昭和42年から昭和54年に2,887人から4,914人と2,027人急増している。その後、昭和63年に5,348人となった後、平成27年には3,683人となり、この間1,600人を超える人員が減少している。この定員減少に伴い、原子力施設の管理等に関する業務に関し可能な範囲でアウトソーシングを図っているが、そのような状況においても、高度の安全確保が求められているため、職員をこれらの業務の管理監督に従事させる必要がある。このような状況において、高年齢の階層が占める割合が高く、かつ、管理監督的職務に従事する職員の比率が高いことから、人員構成が指数が高くなる一因となっている。</p> <p>(3) 原子力研究開発の特殊性 当機構の研究開発の中核である茨城県那珂郡東海村においては、当機構施設のほか、原子力発電所、核燃料加工工場等多数の原子力関連事業所などが立地し、賃金水準は高い状況にある。茨城県の「市町村民所得推計」によると東海村の所得水準は、国家公務員の地域手当設定地域である水戸市等と同等である。 なお、空港など民間事業所等の特殊な集積状況により、官署の所在する近隣と大きく賃金事情が異なった事情にある等の特別の事情を踏まえ、給与措置を講じている例は、国家公務員においても存在している。</p> <p><参考 年齢地域学歴勘案指数の補正について> 機構職員の約6割は東海村にある事業所等に勤務しているため、非支給地の国家公務員と比較される結果、対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)は高くなる結果となっているが、茨城県の「市町村民所得推計」によると東海村の賃金水準は、水戸市(5級地、支給率10%)とつくば市(2級地、支給率16%)の中間程度に位置している。これにより東海村を5級地として試算した場合「111.0」、同じく東海村を2級地として試算した場合「106.7」となり、補正值として、両市の中間に位置するとした場合「108.9程度」と推定される。</p>
	<p>(国からの財政支出について) 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 88.6% (国からの財政支出額 182,649,121千円、支出予算の総額 206,085,536千円:平成27年度予算)</p> <p>(法人の検証結果) 当機構の使命である原子力の研究開発業務は、実用化までに長期の期間を要するとともに、原子炉等の高度な研究施設の整備・維持に多額のコストを要するため、大きな開発リスクを伴い、収益性の観点から民間での実施が困難な事業である。また、これらの事業の性格が、国からの財政支出を受けている理由であり、その規模が大きい理由である。 このような国家的プロジェクトの研究開発の実施に当たっては、原子力災害時の対応を含む高度の安全確保が求められ、先端的かつ、機微な技術を取り扱うこととなるため、研究・技術系及び事務系職員には、深い専門知識と高い技術能力やこれらのプロジェクトの進ちょく・状況に応じ研究内容を踏まえ企画立案を行う確実な職務遂行能力及び専門性が必要とされる。このような人材を確保・維持するためには、大都市に立地し先端的な技術開発を進める他分野の研究機関や電力会社等の民間企業と競う必要があり、その結果として現在の給与水準となっている。</p>

<p>給与水準の妥当性の 検証</p>	<p>①原子力研究開発の拠点は都市部に立地することが困難である。このような状況の中で大都市に立地し先端的な技術開発を進める他分野の研究機関や電力会社等の民間企業と競って有為な人材を確保し、かつ、雇用の流動化の傾向が強まる中で優秀な人材を維持・育成していく必要がある。このため、採用困難の解消及び採用後の人材確保を目的に給与措置を講じてきている。独立行政法人の役職員の給与の妥当性については、類似の業務を営む民間企業との比較が必要不可欠とされていることから、参考指標として、原子力機構の所有する施設等の運転管理、研究開発体制及びその立地条件において同質性がみられること、かつ採用において優秀な人材確保のため競合したり、機構との間で人事交流を行ったりしている、類似の業務を営む民間企業等の平均給与についてラスパイレズ指数を試算し比較した結果、民間企業等を100とした場合、当機構の賃金水準の平均値は99.1(景気や企業の業績によって大きく変動する賞与を除いた給与額で比較した場合の当機構の賃金水準の平均値は94.7)となっており、賃金水準はおおむね均衡している。更に公開されているデータを基に、民間等の主な競合企業の学部卒初任給を比較した場合においても、当機構の初任給は高いとはいえない。</p> <p>○民間企業等との平均給与額の比較</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力機構 平均給与額 7,800千円(賞与を除く 5,572千円) ・電気業 平均給与額 7,047千円(賞与を除く 6,262千円) ・ガス業 平均給与額 8,743千円(賞与を除く 6,063千円) ・化学工業 平均給与額 7,976千円(賞与を除く 5,656千円) ・学術・開発研究機関 平均給与額 7,709千円(賞与を除く 5,564千円) <p>※企業規模1,000人以上でかつ高校卒、高専・短大卒、大学・大学院卒の59歳以下を比較対象とした。</p> <p>※民間企業等との年間平均給与額の比較にあたっては、性別、学歴及び年齢を勘案した。</p> <p>※「平成27年賃金構造基本統計調査」の結果を用いて算出した。</p> <p>②当機構は多数かつ多種多様な原子力施設を擁し、原子炉等規制法等に基づき、高い安全性を確保して維持管理することが必要不可欠である。一方、原子力施設の管理等に関する業務に関し可能な範囲でアウトソーシングを図っているが、そのような状況においても高度の安全確保が求められているため、職員をこれらの業務の管理監督に従事させる必要がある。このため、当機構の人員構成において、国家公務員と比べて管理監督的職務に従事する職員の比率が高くなっているものの、人事院勧告(平成27年8月)において給与水準を比較した民間企業(企業規模500人以上)における管理職比率と比べると当機構の比率は低くなっている。</p> <p>【累積欠損額について】累積欠損額 0円(平成26年度決算) 【検証結果】該当無し</p> <p>(主務大臣の検証結果) 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p>
<p>講ずる措置</p>	<p>○平成28年度に見込まれる対国家公務員指数 国家公務員の水準未満であるため、今後も国家公務員の給与の動向を注視し、適切な給与水準となるよう努める。</p> <p>○具体的改善策</p> <ol style="list-style-type: none"> ①給与構造改革及び給与制度の総合的見直しの取組を継続し、引き続き本給上昇の抑制を図る。 ②本府省業務調整手当については導入しない。 ③諸手当等の水準について引き続き具体的な検討を行う。 ④平成28年度以降管理職数の縮減を図る。

- 比較対象職員の状況
 - ・事務技術
 - ①表(職種別支給状況)の常勤職員欄事務・技術の1,448人及び任期付職員欄の事務・技術職員146人計1,594人
 - 1,594人の平均年齢42.9歳、平均年間給与額6,872千円
 - ・研究職種
 - ①表(職種別支給状況)の常勤職員欄の研究職種1,628人及び任期付職員欄の研究職種26人計1,654人
 - 1,654人の平均年齢 45.9歳、平均年間給与額8,840千円
- 支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合 17.4%
- 管理職の割合(事務・技術) 17.1%
 - 注:①表(職種別支給状況)の常勤職員欄の対象者より算出した割合である。
- 大卒以上の高学歴者の割合(事務技術) 30.6%
 - 注:①表(職種別支給状況)の常勤職員欄の対象者より算出した割合である。

4 モデル給与

- 22歳(大学初任給、独身)
 - 月額203,013円 年間給与3,128,430円
- 35歳(本部係長、配偶者・子1人(15歳未満))
 - 月額382,542円 年間給与6,360,877円
- 45歳(本部課長代理、配偶者・子2人(15歳未満))
 - 月額543,016円 年間給与9,036,804円

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

機構においては、組織業績の向上、人材育成及び適切な処遇を重点とした人事評価制度に基づき、昇給・昇格及び期末手当に反映させている。

昇給・昇格への評価結果の反映については、勤務成績を勘案して昇給(標準を4号給とし8号給の幅で決定)及び昇格に反映している。

期末手当への評価結果の反映について、平成27年度から反映割合を拡大し、勤務成績を勘案して▲20%から+20%の支給割合の範囲内で反映するよう変更した。

III 総人件費について

区 分	平成27年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 37,848,422
退職手当支給額 (B)	千円 4,466,863
非常勤役職員等給与 (C)	千円 1,652,100
福利厚生費 (D)	千円 7,493,483
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 51,460,868

注1: 本表には常勤職員のほか、任期付職員、再任用職員の人件費が含まれているため財務諸表の付属明細書の数字とは一致しない。

総人件費について参考となる事項

① 給与、報酬等支給総額及び退職手当支給額、並びに最広義人件費の対前年度比増減要因

国家公務員退職手当法の改正に準じた役職員の退職金の引下げや定年退職者数の減等により「退職手当支給額」が減少し、これを主たる要因として、「最広義人件費」が減少した。なお、「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき以下の措置を講ずることとした。

・役職員の退職手当について、国家公務員退職手当法の改正に準じた引下げを実施した。

役員に関する講じた措置の概要:87/100の調整率を乗じることに変更した。経過措置として平成25年1月1日から平成25年9月30日までは98/100、平成25年10月1日から平成26年6月30日までは92/100とした。

職員に関する講じた措置の概要:87/100の調整率を乗じることに変更した。経過措置として平成26年1月1日から平成26年9月30日までは98/100、平成26年10月1日から平成27年6月30日までは92/100とした。

IV その他

特になし